平成 24 年 2 月 14 日

各　位

会　社　名　野村マイクロ・サイエンス株式会社
代表者名　代表取締役社長　千　田　豊　作
（コード番号：6254）
問合せ先　執行役員社長室担当　小　林　茂　雄
（TEL　046-228-5195）

# 「不適切な会計処理に関するお知らせ」に関する補足事項ならびに進捗について

当社は、平成23年12月29日に不適切な会計処理の存在（以下、「本件」と表記します。）を認識し、同日「不適切な会計処理に関するお知らせ」として、さらに平成24年1月10日に「『不適切な会計処理に関するお知らせ』に関する調査結果、業績に与える影響額および当社の対応方針のご報告について」として、社内調査委員会による調査結果や当社対応について開示いたしました。これらの開示事項に関して、以下の諸点についての補足事項ならびに本日現在の進捗をお知らせいたします。

記

1. 社内調査委員会による調査結果に関する本件関与者の補足事項

・発生原因となる当事者の関与

本件発生原因となる生産指示書（製造指図書）間の材料費付け替えは、以下 3 名の関与によって生じたことが明らかとなりました。なお、ヒアリングによる確認調査を本件に関係する部署の管理職を中心に 14 名に対して実施し、動機・経緯・処理方法等の事実関係の洗い出しと確認を行いましたが、その結果、3 名以外の関与は認められませんでした。

① 台湾・中国営業部担当執行役員

材料費付け替え対象となった 2 件の受注案件（以下「A 案件」、「B 案件」と表記します。）の材料調達に関する社内会議が、平成 23 年 1 月に上海にて開催されました。AB 両案件は平成 23 年 1 月に受注しましたが、受注時において A 案件は赤字、B 案件は黒字となる見通しでありました。このころ、当社は中国市場において価格競争が厳しい状況を鑑み、中国を中心とした海外において材料調達を行い、装置案件の原価低減を図るべく少数のメンバーにより活動を開始したにもかかわらず、台湾・中国営業部担当執行役員は、赤字案件を受注したことに対しプレッシャーを感じ、この会議において、AB 両案件の損益を平準化させ A 案件の黒字化を図ることを提案いたしました。これは、両案件とも、発注者（顧客）が中国企業、工事が液晶工場設備投資案件という共通点を有し、かつ当初予定は工事実施期間が凡そ並行するという状況を踏まえた提案でありました。

② 台湾・中国担当取締役専務執行役員

台湾・中国担当取締役専務執行役員（平成 23 年 4 月 1 日付で海外事業本部長）は、上記会議における台湾・中国営業部担当執行役員の提案を同意、採用いたしました。これを踏まえ、海外計画設計部マネージャーに対し、原価低減を図るべく資材の一括発注による調達を指示、さらに AB 両案件の損益を平準化させることを指示いたしました。なお、当該取締役に対するヒアリングにおいては、本件付け替えを直接指示した事実を確認できませんでした。また、当該取締役は、本件付け替えが AB 両案件の損益にのみ影響を及ぼすものと認識しており、当社および当社グループが公表する財務会計数値に対する影響については認識しておりませんでした。

③ 海外計画設計部マネージャー

AB 両案件工事の原価低減を図りつつ資材調達を行う海外計画設計部マネージャー（平成 23 年 4 月に海外事業本部海外資材部に異動）は、上長である台湾・中国担当取締役専務執行役員から損益の平準化の指示を受けたため、A 案件の受注先に対し台湾・中国営業部担当執行役員を通じて受注金額の引き上げ交渉を強く求めたものの、すでに装置案件の仕様が決定しており、交渉による受注金額の引き上げは、結果的に相手側に受け入れられず、さらに原価の低減を図る交渉も装置案件の仕様が決定していることから受け入れられませんでした。このような状況の中、平準化とは材料費の付け替えを行うことであると理解し、赤字案件の原価低減を図ることに対する強いプレッシャーから材料費付け替えを行いました。

2．本件調査期間を2年間とした理由および妥当性について

社内調査委員会は、本件調査および本件以外の不適切な会計処理の存在の調査について、本件付け替えは、AB 両案件の損益の不均衡および以下に記載のとおり、組織変更とこれに伴う牽制機能低下が誘発したものであるため、両案件を受注した平成 22 年度と 23 年度について調査を実施し、その対象を平成 22 年度（自平成 22 年 4 月 1 日至平成 23 年 3 月 31 日）および平成 23 年度（自平成 23 年 4 月 1 日至平成 23 年 12 月 31 日）としております。なお、他に疑義が生じた場合には対象範囲を拡大する方針で調査を行いました。その理由および妥当性評価は以下のとおりです。

(1) 内部統制上の問題

① AB 両案件の、顧客からの受注はいずれも平成 23 年 1 月であり、それ以前において内部統制は有効に機能していたと、認識しております。これは、平成 23 年 4 月 1 日付にて当社の組織変更を行い、海外事業本部（当該取締役専務執行役員が本部長に就任）を設置し、海外事業本部に指揮・命令系統を集約し、その下に営業、海外資材部、海外エンジニアリング部などの部署を配置したものでありましたが、従前は、営業、資材部、エンジニアリング部としてそれぞれ独立した部署であり、かつ担当執行役員が異なっていることから、相互牽制機能を有しており、内部統制が有効に機能していたと判断したことによるものであります。

② 社内調査委員会は、組織変更時に内部牽制が有効に機能しなくなったことが、本件発生を防止できなかった要因であると推定しております。この組織変更は、中国市場において価格競争が厳しい状況を鑑み、中国を中心とした海外において材料調達を行い、装置案件の原価低減を図るべく、平成 23 年 4 月 1 日付にて、従前の資材部を国内資材部、海外資材部に分割する組織変更につき、同年 1 月時点で内定していたものです。この時点で受注が確定していた装置案件の資材調達業務は、この組織変更を見越して任命された海外資材部候補者である少人数のメンバーにより開始されました。これは特命プロジェクト・チームとしての位置付けであり、かつ当社本社ではなく中国（上海）を拠点として活動していたこともあり、この時期から本件が判明するまでの間においては、部署内および他部署との牽制機能が不充分なものとなったことが推定されます。なお、社内調査委員会は、平成 17 年度より平成 21 年度において内部牽制は有効に機能していたと認識しております。

（2）本件の背景といたしまして、AB 両案件の発注者（顧客）が中国企業、工事が液晶工場設備投資案件という共通点を有し、かつ当初予定は工事実施期間が凡そ並行するものであったことから、このような状況でなければ、本件類似案件は発生しないものと類推し、当社グループが受注した国内、海外を含めた全案件のうち、過去 5 年間の装置工事受注案件に関し調査した結果、AB 両案件同様に発注者が同一地域、同規模、同一目的の装置であり、かつ工事実施期間が並行するという案件はありませんでした。

上記の検証の結果、本件以外の不適切な会計処理の存在の調査について、AB 両案件での付け替え以外に認められなかったため、調査対象期間を平成 22 年度および平成 23 年度とすることは妥当であると認識しております。

3. 調査範囲について

平成 24 年 1 月 10 日に開示いたしました調査結果報告において、平成 22 年度および 23 年度に当社（単体）が受注した大型装置工事（全 50 件、受注金額 99 億 33 百万円）、小型機器（受注金額 10 百万円以上の案件　計 45 件、受注金額 9 億 76 百万円）およびメンテナンス（受注金額 10 百万円以上の案件　計 86 件、受注金額 32 億 33 百万円）に関し、本件同様の誤謬の有無の検証を行った旨開示し、上記 1. をもって、社内調査委員会は本件全容が解明され、また他の不適切な会計処理は存在しないものと判断いたしましたが、当社グループは中国・台湾における大型装置案件の受注に関し、当社、中国および台湾の連結子会社の三拠点で受注活動を行っており、中国における大型装置案件につきましては、当社および中国の連結子会社にて分割受注する案件があったことから、上記 2. 「本件調査期間を 2 年間とした理由および妥当性について」（2）に記載のとおり、本件の発生の要因の一部が、平成 23 年 1 月に中国で受注した装置工事案件であったこと、同時期から上海において活動を開始した海外資材部候補者である少人数のメンバーによるものであったこと、ならびに損益の平準化の指示を行った当該取締役専務執行役員の担当地域が、台湾・中国であったことから、調査を補完するため調査範囲を海外の連結子会社まで広げ、連結子会社である上海野村水処理工程有限公司（所在：中国上海市）が平成 22 年から 23 年に受注済みの金額 1 億円以上の装置工事案件 4 件、受注金額約 25 億 70 百万円（受注金額 30 億 96 百万円に占める割合 83%、当該期間の全受注件数は 7 件）について調査を実施し、証拠資料・書類等により発注した物品が適切に当該装置工事案件の原価として処理されていたかを確認した結果、本件に類似した不適切な会計処理の存在は認められませんでした。

なお、台湾の連結子会社である野村微科學工程股份有限公司（所在：台湾新竹市）は、平成 23 年 1 月に設立し、同年 4 月から事業活動を開始していたため対象となる装置工事案件が一切ないことから、調査の対象範囲に入れておりません。

4．当社の対応について

⑴ 平成23年3月期決算短信、平成24年3月期第1四半期および第2四半期決算短信に係る修正の開示

本日、平成 23 年 3 月期訂正決算短信、平成 24 年 3 月期第 1 四半期および第 2 四半期訂正決算短信を開示いたしました。

⑵ 関東財務局に対する訂正報告書の提出

本日、平成 23 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書および内部統制報告書の訂正報告書、平成 24 年 3 月期第 1 四半期ならびに第 2 四半期報告書の訂正報告書を、関東財務局に提出いたしました。

⑶ 平成24年3月期通期業績予想について

本日、「営業外費用の計上、業績予想の修正および配当予想の修正に関するお知らせ」を開示いたしました。

⑷ 再発防止ならびに改善策について

① 財務会計に対する認識の徹底

材料費付け替え行為やその他管理行為全般に関し、当社が対外的に公表する財務数値に影響を及ぼすことについて、またその計算システムについての認識を取締役および執行役員一同が充分に認識するべく、外部専門家による再教育の実施準備を始めており、本年 3 月末までに完了する予定です。

② 組織変更

有効かつ安定した内部牽制を確保するため、国内資材部と海外資材部を統合することを主な内容とする組織変更を平成 24 年 3 月末までに実施する予定であり、現在、社内規程の整備等の準備を進めております。なお、本組織変更は、2 月 10 日時点で内示を行っております。

③ 役員の職務委嘱変更

上記組織変更に伴い、担当役員の交代と職務委嘱変更により、原価管理を強化するとともに、職務権限による部内での牽制強化を有効なものとすべく規定いたします。なお、担当役員の交代および職務委嘱変更は、平成 24 年 3 月末までに実施する予定であり、2 月 10 日時点で内示を行っております。

④ 社内規程改訂

平成 24 年 1 月 10 日開催の取締役会において職務権限規程改訂を決議し、以下 2 項目を規定いたしました。この改訂は装置工事案件の発注時に、通常発注と例外発注（実行原価が確定していないため工事進行基準が適用されない場合）が同じ職務権限により行われ、管理者が十分に管理できていなかったこと、さらに発注後の原価管理においても、毎月開催される原価管理に関する会議への報告が工事進行基準適用案件にとどまっていたため、進行基準売上が計上できる要件を満たしていない案件（本件において B 案件）については報告ならびに管理の対象外となっていたことから、進行基準売上が計上できる要件を満たしていない案件についての報告・管理の徹底を図るものであります。

(a) 先行発注、暫定発注のルールを通常発注と区分し、10百万円超の発注については担当役員の決裁後、社長報告を行うことと規定いたしました。

(b) 発注後の仕掛原価が10百万円以上となった受注工事については、社内の原価管理に関する会議での報告を経て、取締役会ならびに社長への報告事項とし、進捗状況等を月次単位で報告することを規定いたしました。

⑤ 原価管理体制の強化

上記職務権限規程改訂により、受注工事の原価管理責任を担当役員に一本化することを規定いたしました。また、仕掛原価 10 百万円以上の受注工事の取締役会ならびに社長報告資料は、工事管掌部署ではない経理部が整理・準備することで、牽制機能を強化し、平成 24 年 1 月 18 日開催の取締役会より実施しております。

⑥ 内部統制の強化

原価管理業務プロセスにおける内部統制有効性評価の再実施を図るとともに、統制不備事項の抽出を実施しております。これらを通じて改善事項の整備を推進しており、内部統制の強化を図ります。

(5) 処分

本件関与者および管理責任を問われる者に対する処分を、以下のとおり行います。

① 役員の処分は、今後の取締役会において速やかに決定いたします。

② 従業員の処分は、当社就業規則の賞罰規定に則り行います。

以上